平成２８年（フ）第３７７号
埼玉県志木市中宗岡２丁目17番29号
債務者　北方　則男
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４４０号
さいたま市緑区大字三室1974番地７　ブルーハイツ201、旧住所北海道北広島市稲穂町東１丁目１番地15　ＫＤハイツ２―102号
債務者　齊藤　秀一
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
広島市安佐北区あさひが丘９丁目15番27号
債務者　中岡　真弓（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７９号
広島市西区草津新町２丁目21番43―105号
債務者　木内　美和
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１３号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町24番30号（スーパーリッチ314新屋敷201号）
債務者　東　　紀江
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３４号
北海道小樽市桜１丁目25番134号　桜Ｅ住宅１号棟
債務者　金澤　幸子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第２６号
岩手県花巻市高木第20地割200番地269、旧住所岩手県宮古市津軽石第13地割208番地８
債務者　阿部　克広
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第２７号
岩手県花巻市高木第20地割200番地269、旧住所岩手県宮古市津軽石第13地割208番地８
債務者　阿部　飛渡
法定代理人親権者母　阿部　美波
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第２８号
岩手県北上市常盤台４丁目５番10号　県営藤沢アパート３―310号
債務者　沼崎　　淳
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第３９号
茨城県龍ケ崎市長山４―１―１　長山アパート９―303　安田方、住民票上の住所千葉県柏市柏268番地１　ルミネ柏410号
債務者　児安　達也
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
茨城県龍ケ崎市久保台２丁目９番地３
債務者　佐山　愛梨
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
茨城県龍ケ崎市２番地41　富士見住宅722号室、前住所茨城県龍ケ崎市出し山町27番地２
債務者　大宮　**英**雄
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
茨城県取手市下高井2436番地15、前住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏484番地１
債務者　小林幸治郎
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
茨城県取手市下高井2436番地15、前住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏484番地１
債務者　小林理恵子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
茨城県牛久市南５丁目40番地２
債務者　行川　節子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
茨城県稲敷市蒲ケ山22番地19
債務者　藤本　育男
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係